

みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約施行規則

(定義)

第1条 みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）

第2条第8項の「景品類」の解釈等については、「景品類等の指定の告示の運用基準について」（昭和52年公正取引委員会事務局長通達第7号）によるものとする。

2 規約第2条第8項の景品類の価格算定については、次の方法による。

(1) 景品類の価格は、次による。

ア 景品類と同じものが市販されている場合は、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価格による。

イ 景品類と同じものが市販されていない場合は、景品類を提供する者がそれを入手した価格、類似品の市価等を勘案して、類似品の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格による。

(2) 海外旅行への招待又は優待を景品類として提供する場合の価額の算定も(1)によるが、具体的には次による。

ア その旅行が、あらかじめ旅行地、日数、宿泊施設、観光サービス等を一定して旅行者がパンフレット、チラシ等を用いて一般販売しているもの（以下「セット旅行」という。）である場合は又はその旅行がセットではないが、それと同一内容のセット旅行が他にある場合は、そのセット旅行の価格による。

イ その旅行がセット旅行ではなく、かつ、その旅行と同一内容のセット旅行が他にない場合は、その旅行を提供する者がそれを入手した価格、類似内容のセット旅行の価格等を勘案して、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格による。

(懸賞により提供する景品類の解釈)

第2条 規約第3条第1項第1号及び同条第3項の規定により提供することのできる景品類

の解釈等については、『「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について』（昭和52年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号）によるものとする。

(一般消費者に対する景品類の提供の制限)

第3条 規約第3条第1項第2号及び同条第2項の規定により提供することのできる景品類

の解釈等については、『「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について』（昭和52年4月1日公正取引委員会事務局長通達第6号）によるものとする。

附 則

1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日（平成16年5月12日）から施行する。

2 この施行規則の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。